

第32回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年2月28日（金） 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 橋 場 和 幸

2番 嗟 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|---------|---------|------------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 贈与税納税猶予の継続に係る証明について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 号 | 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 号 | 浜中町農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 号 | 令和元年度浜中町農業委員会補正予算の提出について |
| 日程第 1 3 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第32回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

日本中が大変なときに第32回の総会にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。また、農政部会の委員の皆様におかれましては第6回の部会の開催に引き続きの会議ということで大変ですがよろしくお願いたします。

さて、ご案内のように今は世界的に大流行の新型コロナウイルス感染で大変なことになっております。国内はもちろん、北海道でも昨日までに54人の方が感染されたと報道がありました。町内でも昨日から小中学校が予防のため、3月4日まで臨時休校になっております。更に町内の会議やイベント、集会等につきましても自粛等の要請がされております。この総会につきましても延期を考えましたが、どうしても早急に審議が必要な案件がありますので、委員の皆さんにはマスク着用、アルコールでの消毒、熱や咳がある方は自主的に休んでいただくということで開催いたしましたので、ご理解いただきたいと思ひます。

今回は7件の審議案件を提案しております。今回もスムーズな審議をお願いしてなるべく早く終わりたいと思ひますので、よろしくお願いをして開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変ご苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、7番村越委員、8番阿部委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、使用貸借による権利の設定1件の許可申請でございますが、
整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である同住所の〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
3番白川英之委員、お願いします。

白川(英)委員 それでは補足説明をいたします。
〇〇〇〇さんは家族経営をされており、所有地すべてを有効利用しております。
農機具等についてもすべて整っていることから、許可することに問題ないと考えております。以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、これから議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、

整理番号1は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏に農地法第3条により賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

事 務 局 長

(補足説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第2号の質疑を行います。本案については、〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、嵯峨委員。

嵯峨委員

この対象地の反対側の小さい部分の農地も〇〇の所有地で〇〇さんが現在使っているはずだが、ここは対象にはならないのか？

事務局長

契約上は〇〇さんが全地借りていることになっているため、今回の対象にはならない。

議長

他に質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第8 議案第3号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第3号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの売渡2件、個人間での利用権移転1件、合計3件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、

整理番号1から2は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの売渡を受けるもので、

整理番号1の対象地は、茶内〇線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇氏に所有権の移転、

整理番号2の対象地は、茶内〇線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡で、

この土地を〇〇〇〇氏に所有権の移転をしようとするものでございます。

次に、整理番号3の所有権を有する者は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、借受人である、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏の経営移譲に伴い、後継者である同住所の〇〇〇〇氏に賃貸借権の移転を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事 (詳細説明あるも省略)

事 務 局 長 (補足説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第3号の質疑を行います。本案については、整理番号1～2で〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の方法といたしましては、整理番号3の質疑、採決を先に終了させ、続いて整理番号1～2の質疑を行いたいと思います。

それでは、これから、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号1～2の質疑を行います。〇〇〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号1～2の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1～2を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第9 議案第4号 贈与税納税猶予の継続に係る証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第4号 贈与税納税猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

租税特別措置法第70条の4第1項では、「農業を営む個人が、その農業に供している農地及び採草放牧地を、推定相続人の内の一人の者に贈与した場合には、相続税法第28条第1項の規定による申告書の提出により、納付すべき贈与税については当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。」と規定されております。

また、同条第27項では、「納税猶予の適用を受ける受贈者は、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとに、引き続いて納税猶予の適用を受けたい旨及び適用を受ける農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。」と規定されており、届出書の提出にあたっては、農業委員会の証明が必要とされております。

今年度の対象者は、浜中西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏ほか〇名でございますが、平成〇〇年〇月〇〇日に証明を行った日より、引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。本案については、農業経営を行っている旨の確認とあわせて、質疑を行いたいと思います。
まず、整理番号1の〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の〇〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。

整理番号1の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3の〇〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第5号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

地方税法附則第12条第1項では、「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する受贈者に対して課する不動産取得税については、その規定の例によって徴収を猶予するものとする。」と規定されております。

また、同条第2項では、「所定の手続きについては、租税特別措置法の規定を準用する。」とされており、先ほどの贈与税納税猶予の継続と同様に農業委員会の証明を行った上、北海道知事に届出書を提出することとなっております。

今年度の対象者は、浜中西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏ほか〇名でございますが、平成〇〇年〇月〇〇日に証明を行った日より、引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

事務局 長

(補足説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第5号の質疑を行います。本案については、農業経営を行っている旨の確認とあわせて、質疑を行いたいと思います。

整理番号1～6については、議案第4号で確認が取れていますので、整理番号7から質疑を行います。本案については、整理番号7で〇〇が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の順番といたしましては、整理番号8を先に審議し、その後、整理番号7を審議したいと思います。

それでは、これから、整理番号8の質疑を行います。整理番号8の〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号8を採決いたします。お諮りします。

整理番号8の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号7の質疑に入りますので、〇〇は、ここで退席いたします。

退席後の議事進行につきましては、白川職務代理が取り進めますので、よろしく
お願いいたします。

(〇〇退席)

(議長交代)

(代理)

それでは、引き続き、会議を行います。

これから、整理番号7の質疑を行います。整理番号7の〇〇さんについて、質疑
ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号7を採決いたします。お諮りします。

整理番号7の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありません
か。

各 委 員

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

(〇〇入室)

(議長交代)

日程第11 議案第6号 浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題
とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第6号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその
内容をご説明申し上げます。

本案については、令和2年2月7日付け浜農振で、浜中町農業振興地域整備計画
書の変更について、町長より意見照会があったものですが、

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業
振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査
の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興
地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3
条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農

業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、農家住宅の建設及び土地の現況証明願による非農地判断に係る農用地区域からの除外を行おうとするもので、先ほど御説明いたしました「経済事情の変動その他の推移」による計画書の変更でございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。

日程第12 議案第7号 令和元年度浜中町農業委員会補正予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第7号 令和元年度浜中町農業委員会補正予算の提出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

この度の補正は、年度末にあたり歳入の事業費確定による補正や、歳出の決算見込みに基づき補正をしようとするものでございますが、

歳入では、16 款道支出金の農業委員会交付金については、交付金額の確定による〇万〇,〇〇〇円の増、農業委員会補助については、補助率の減少による〇〇万〇,〇〇〇円の減となっており、21 款諸収入の農業者年金業務委託手数料〇〇万〇,〇〇〇円の増につきましては、交付金額の確定によるもので、歳入の補正につきましては、あわせて〇〇万円の増額となります。

一方、歳出では、農業委員会委員に要する経費の費用弁償〇〇万円の減については、決算見込みによるもの、農業委員会事務局に要する経費の普通旅費〇万円の減についても、決算見込みによるもので、歳出の補正は、あわせて〇〇万円の減額となります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、3月27日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、3月27日、金曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、3月27日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。
これで、第32回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時35分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

7番 村越 敏春

浜中町農業委員会

8番 阿部 栄子

農地法第3条調査書

調査日：令和2年2月20日

第32回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号1 (使用貸借権設定)

貸主	〇〇 〇	借主	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり適用なし			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第32回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号1 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転をする者	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第32回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号2 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転をする者	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第32回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号3 (利用権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	